

北海道立高等学校授業料、寄宿舎使用料及び通信教育受講料の免除及び徴収猶予取扱要領
(平成元年4月1日教育長決定)

第1 免除の基準等

1 免除対象者

授業料及び通信教育受講料の免除対象者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 北海道立高等学校等専攻科修学支援金の支給要綱（令和2年6月25日教育長決定。以下「支給要綱」という。）第3条に定める専攻科支援金（支給要綱第7条に定める家計急変支援を含む。以下「専攻科支援金」という。）の受給対象とならない者
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条に定める就学支援金及び北海道立高等学校等学び直し支援金の支給要領（平成26年5月21日教育長決定）第3条に定める学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の受給対象とならない者
- (3) 定時制の課程における学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による定時制の課程」という。）又は通信制課程の生徒であって、授業料又は通信教育受講料と北海道立高等学校等就学支援金の支給要領（平成26年3月31日教育長決定）第4条に定める就学支援金（以下「就学支援金」という。）及び学び直し支援金の合計額との間に差額が生じる者
- (4) 専攻科支援金の受給対象となる者であって、授業料と専攻科支援金の間に差額が生じる者

2 免除基準

- (1) 北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）第11条第1項第1号又は第4号の規定において、授業料等の納付が困難となった場合とは、生徒の家庭が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 年間総収入（賃金、給与、諸手当、失業給付、恩給、年金、利息収入等の合計額）が、年間生活所要額（年間生活基本額（別表1）、教育費所要額（別表2）、医療費及び災害復旧のために要する経費の合計額をいう。）を下回る場合
 - イ 事業所得者にあつては、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条に規定する市町村民税の所得割が課税されない場合
 - ウ 1の(3)に該当する者については、保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に該当する者の全員のその前年度（7月から翌年3月までの間は、当該年度）分の道民税所得割額と市町村民税所得割額とを合計した額が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する額に満たない場合
- (2) 施行規則第11条第1項第3号において授業料等の納付が困難となった場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 生徒が所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる場合で、その者を扶養する者がいないとき又は生徒を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなるとき。
 - イ 生徒又は生徒を扶養する者が地方税法の規定により市町村民税を納付していな

い場合又は市町村民税の均等割のみ納付している場合

ウ 生徒を扶養する者が国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の納付を免除されている場合

エ 生徒と同一生計に属する者が児童扶養手当法（昭和36年法律238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている場合

オ 生徒と同一生計に属する者が就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定により市町村から就学援助を受けている場合

3 免除額

免除期間における授業料、寄宿舎使用料又は通信教育受講料（以下「授業料等」という。）の全額を免除する。

ただし、単位制による定時制の課程の授業料（以下、この項において単に「授業料」という。）及び通信教育受講料については、授業料及び通信教育受講料を月額に換算した額（授業料及び通信教育受講料を定められた履修期間（月数）で除した額）を基礎として免除額を算出する。

また、1の(3)に該当する者については、授業料又は通信教育受講料と就学支援金及び学び直し支援金の合計額の差額を、1の(4)に該当する者については、授業料と専攻科支援金の差額を免除する。

4 申請手続

(1) 授業料等の免除を受けようとする者は、毎年4月20日までに授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除申請書（別記第1号様式）を道立高等学校長（道立中等教育学校長を含む。以下「校長」という。）に提出しなければならない。

なお、法第4条に定める就学支援金（法第4条を準用する学び直し支援金及び専攻科支援金を含む）の受給資格認定申請を行った者が、受給資格不認定通知等を受領してから30日以内に申請した場合は、期限内に申請があったものとみなす。

また、年度の中で免除の事由が生じた場合は、その都度申請することができるものとする。

(2) 前項の申請書には、2の(1)のウに該当する場合を除き、家庭状況申出書（別記第2号様式）及び次表に定める免除を受けようとする事由を証明する書類を添えなければならない。

免除事由	添付書類
施行規則第11条第1項第2号	市町村又は福祉事務所が発行する生活保護を受けていることを証明する書類
2の(1)のア	<ul style="list-style-type: none">源泉徴収票（年末調整後のもの）、給与支払者の発行する給与証明書、市町村長の証明する所得証明書（別記第3号様式又は市町村の指定する書式）又は年金、恩給若しくは失業給付の証書の写し世帯に療養を要する者がいる場合は医療費支払いの領収書

	又は支払証明書 ・災害に係る罹災証明書、災害復旧に要する見積書等 ・その他校長が必要と認める書類
2の(1)のイ	市町村民税徴収税額通知書の写し、市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書又は個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し）
2の(2)のア	源泉徴収票（年末調整後のもの）又は税務署長が発行する納税（非課税）証明書
2の(2)のイ	市町村民税徴収税額通知書の写し、市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書又は個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し）
2の(2)のウ	社会保険事務所が発行する免除通知書の写し
2の(2)のエ	児童扶養手当証書の写し
2の(2)のオ	市町村教育委員会が発行する就学援助の決定通知書又は就学援助を受けていることを証する書類

- (3) 前項に定めるもののほか、2の(2)の各号に規定する事由で新規に免除申請する場合には、交通事故による死亡証明（別記第4号様式）又は交通事故による後遺障害の証明（別記第5号様式）を添付することとする。
- (4) 前2項に定めるもののほか、1の(2)に該当する者のうち、法第3条第2項第3号に該当する者は、当該事実を証明する書類を添付することとする。
- (5) 校長は、前2項の定めにより、個人番号カードの写し等の提出があったときは、管轄の教育局長あてに保護者等の道民税所得割額及び市町村民税所得割額を照会するものとする。
- (6) 教育局長は、前項により校長から照会があったときは、速やかに課税情報を取得し、校長に回答するものとする。

5 免除の決定

- (1) 免除の決定は、会計年度毎に行う。
- (2) 授業料等の免除を決定したときは、授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除証（別記第6号様式）を申請者に交付する。
- (3) 授業料等を免除しなかったときは、申請者に対し免除しない理由を記載した文書により通知しなければならない。

6 免除の取消

- (1) 授業料等を免除されている者は、その免除の事由が消滅したときは、速やかに校長に申し出なければならない。
- (2) 校長は、前項による申出があったとき及び授業料等を免除されている者でその免除の事由が消滅したと認められるときは、これを取り消し、授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除取消通知書（別記第7号様式）を本人に交付するものとする。
- (3) 校長は、2の(1)のウにより授業料を免除されている者が、就学支援金及び学び直し支援金を支給されなくなったときは、その免除の事由が消滅したものとし、これを取り消し、前項に定める通知書を本人に交付するものとする。

7 免除者認定台帳の作成及び報告

校長は、授業料等を免除し、又は免除を取り消した時は、授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除者認定台帳（別記第8号様式）を作成し、毎月5日までに管轄の教育局長に報告しなければならない。

第2 徴収猶予の事由等

1 徴収猶予の事由

授業料等の徴収を猶予することができるのは、第1の2の免除基準に準ずる事由により一時的に授業料等の納付が困難であると校長が認めた場合とする。

2 徴収猶予の申請手続

授業料等の徴収の猶予を受けようとする者は、その事由が生じた後速やかに、授業料・寄宿舎使用料徴収猶予申請書（別記第9号様式）を校長に提出しなければならない。

3 徴収猶予の決定、取消及び報告

授業料等の徴収猶予の決定、取消及び報告については、第1の5、6及び7に定める免除の決定、取消及び報告の規定を準用する。この場合において「授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除証（別記第6号様式）」とあるのは「授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料徴収猶予証（別記第10号様式）」と「授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除取消通知書（別記第7号様式）」とあるのは「授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料徴収猶予取消通知書（別記第11号様式）」と、読み替えるものとする。

第3 免除及び徴収猶予の始期等

1 免除及び徴収猶予の始期

免除及び徴収猶予の始期は、学校において申請書を受理した日の属する月からとする。ただし、徴収猶予を受けている者が免除申請したときの免除始期は、徴収猶予の開始月からとする。

2 免除及び徴収猶予の期間

免除及び徴収猶予の期間は、当該免除又は徴収猶予の事由が継続する間とし会計年度ごとに決定するものとする。ただし、施行規則第11条第1項第1号に該当する場合の免除又は徴収猶予の期間は、第1の5の(1)の規定にかかわらず、会計年度を越えて1年以内とすることができるものとする。

3 取消による免除の終期

取消による免除の終期は、当該免除事由の消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）とする。

4 免除決定までの間の徴収猶予

- (1) 校長は、授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除申請書（別記第1号様式）を受理した場合において、当該申請書に第1の4の(2)、(3)及び(4)に定める証明書類等が添付されていないことを確認したときは、申請者に対し相当の期間を定めて証明書類等の提出を求めることとする。
- (2) 校長は、(1)に定める期間まで授業料等の徴収を猶予するものとする。
- (3) 校長は、(1)に定める期間の経過後も証明書類等の提出がない場合は、やむを得ない理由があるときを除き、免除の申請を却下するものとする。

第4 教育局長との協議

授業料等の免除及び徴収猶予に関し、この要領により難しいときは、校長は、管轄の教育局長と協議すること。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

(略)

附 則（令和2年6月25日教育長決定）

- 1 この要領は令和2年6月25日から施行する。
- 2 この要領の施行の日の前に免除申請を行った者に係る免除の基準等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月21日教育長決定）

この要領は、令和2年8月21日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附 則（令和5年6月22日教育長決定）

この要領は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。